重　要

行政処分を受けた事業者の更新許可申請における注意点

行政処分を受けた事業者は、以下のとおり「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準」（平成１４年１月３０日付け九運公福第６５号）２．（３）（ハ）又は（ニ）に該当する場合は、貸切バス事業の更新許可を受けることができません。

行政処分を受けた事業者が更新許可を受けようとする場合は、認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受ける必要がありますのでご注意ください。なお、貸切バス事業以外の他事業で行政処分を受けた場合も評価を受ける必要があります。

①　毎年連続して行政処分を受けた場合

（ハ）前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上の処分を受けている場合

②　認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

（ニ）前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成２１年１０月１６日国官運安第１５６号・国自安第８８号・国自貨第９５号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

（※１）「前回許可時」とは前回の許可有効期限日の翌日、「更新申請時」とは現在の許可有効期限日を示します

（※２）「認定された事業者」は以下のとおりです（令和２年１１月２６日現在）

・（独）自動車事故対策機構（ＮＡＳＶＡ）　・ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研（株）

・ＳＯＭＰＯリスクマネジメント（株）　・東京海上ディーアール（株）

・（一財）日本品質保証機構（ＪＱＡ）　・（一財）日本海事検定協会（ＮＫＫＫ）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html（事業者一覧）

【問い合わせ先】
九州運輸局自動車交通部旅客第一課
電話：092-472-2521